

図書館司書養成の課題と今後の展望

——信州豊南短期大学の取り組みを背景に——

島 村 隆 夫

1. はじめに

図書館司書講習が全国的に開講されている。多くの大学・短期大学が文部科学省の委嘱を受けて開講している。この講習において、所定の科目を履修すると図書館法に定めるところの図書館司書（専門職員）としての資格が取得できる。この資格は、公共図書館職員を対象とした資格であるが、現況の公共図書館で働く職員は、すべてがこの資格を持っているわけではなく、この資格を持っているかいないかで身分や待遇の面で、格差が生じるわけでもない。また、この司書資格は、以前から学校図書館や大学・専門図書館など各種図書館においても代用されてきたが、最近はこれらの図書館においては以前に増して専門性が重視され、この司書資格の評価の度は下がりつつある。しかし、現在は大学・専門図書館を対象とした司書資格制度等が確立されているわけでもない。

信州豊南短期大学では、1983年創設以来文部科学省（当時は文部省）から委嘱を受けてこの図書館司書講習（本学では「図書館司書養成課程」と呼んでいる）を開講してきているが、最近は司書資格を取得した卒業生の図書館への就職は極めて難しい状況である。この状況はもちろん本学だけではない。

一方、この「図書館司書養成課程」の授業を担当していて、種々の疑問や課題に突き当る。例えば、変容著しい社会において現在の図書館司書講習のカリキュラムで問題はないのか、司書資格制度について公共図書館と他種図書館との関連をどう考えるか、図書館司書資格を取得した学生に対する行政や図書館界での受入・雇用のあり方などに疑問が生じる。また、今日の生涯学習社会において、最重要施設とされる図書館の地方行政における認識や取り組み方に対

する課題や、さらに、図書館界におけるリストラやアウトソーシング（外部資源活用）の施策について種々の課題が生じている。これらは、今後図書館司書の講習および司書養成を進める上で大きな影響を与えるものであり、きわめて重要な課題といえる。

本稿は、まず、図書館司書講習の歴史的概観や変容著しい現況社会を顧みるとともに、これらを背景に取り組んでいる本学の「図書館司書養成課程」の全容と、特徴などを紹介する。次に、図書館司書講習および図書館司書をめぐる疑問や課題を考察して、図書館司書養成の将来的展望を言及してみることとする。

2. 図書館司書講習の歴史的概観

わが国における図書館司書講習は、20世紀初頭に日本文庫協会（現在の日本図書館協会）主催の第1回図書館事項講習会に始まり、以降1921年に文部省が図書館教習所を設置、1926年に名称を図書館講習所に変更、その後帝国図書館に移され、帝国図書館附属図書館職員養成所となる。太平洋戦争終結後の1947年に国立国会図書館法が制定されたのを機に、この図書館職員養成所は再び文部省所管となる。当時の入学者の条件は、専門学校卒か大学卒で年限は2カ年、その養成レベルは教育水準としてかなり専門的で高度なレベルであることが伺える。その後、図書館短期大学、図書館情報大学へと昇格、現在は筑波大学と統合して筑波大学図書館情報専門学群となっている。他に大学が行う講習では、1915年に天理大学図書館学講座、1945年に同志社大学図書館学講習所、1948年には京都大学内に京都図書館学校、1950年に東洋大学に図書館学講座などが設置され、開講されてきている。また、終戦後の新制大学では、教育学部、学芸学部などに図書館学の科目が相次いで設けられた。

以上の中で、大学が行う図書館司書講習は、終戦後間もない時期には高等教育機関における専門職員の養成を目的としたものであったが、大学の正規の教

育課程ではなく、長期講習の形態で行われてきた。その後、1950年に図書館法が制定、その第6条に定められた図書館司書講習が多くの大学、短期大学で開講される。また、大学・大学院で図書館・情報学関係の学科などが設置され、発展する。特筆すべきものとして、1951年に開設した慶應義塾大学文学部図書館・情報学科があげられる。米国の図書館及び図書館学校から著名な教授陣を招き、いわゆる米国型ライブラリー・スクールをモデルとして展開してきた図書館の専門職員養成機関である。

以上歴史的背景からみて、現況におけるわが国の図書館司書講習の形態は、司書資格が制度化されている図書館司書講習と、大学・大学院に「学科」を設置して行う図書館司書養成（前記図書館司書講習と区別上養成としておく）の二つに分けられる。これらについて以下に具体的な内容を記す。

（1）図書館司書講習について

図書館司書講習が、資格取得などを含めて幅広く制度的に実施されたのは、図書館法制定（1950年）以降であるといってよい。図書館法第6条において、図書館司書講習は、大学が文部大臣（当時）の依嘱を受けて行うことが規定されており、それによって多くの大学がこの講習を開講している。

現在、国内で189校（大学106、大学短期大学部25、短期大学57、大学通信教育部1）がこの講習を実施している⁽²⁾。

また、図書館法第6条で定めるところの図書館司書講習は、「図書館法施行規則（1950年 文部省令）」によって受講資格、科目、単位数などが定められている。この規則は1968年、および2000年の2度にわたって一部改正され、現況は必修科目12科目（18単位）、必修選択科目＜5科目中＞2科目（2単位）以上を選択し、合計14科目（20単位）以上を履修することによって図書館司書資格が与えられる。改正後の履修科目には、図書館の業務やサービスのみならず現況社会において不可欠な科目、例えば「コミュニケーション論」や「生涯学習概論」「情報サービス概説」などが含まれている。

(2) 大学・大学院における学科等の設置について

大学・大学院における司書養成の仕方は、大きく3通りに分けられる。一つ目が大学に「学科」として設置したもの。二つ目は、学科の中に学系や専攻の形で設置したもの、および大学によってはさらに分散してコースや専修などの形で設置したもの。三つ目は、大学院の研究科である。いずれも学科等の名称は、大学・大学院によって様々に異なる。事例を上げれば、一つ目の学科として設置したものでは愛知淑徳大学の「図書館情報学科」などで、図書館・情報学関連の20科目以上の履修科目が用意されている。二つ目の学科の中に学系や専攻を設置し、さらにコース・専修などの形で置かれている大学では、慶應義塾大学の「人文社会学科図書館・情報学系図書館・情報学専攻」、東洋大学の「応用社会学科図書館学専攻」、中央大学のような「社会学科」の中に「社会情報学コース」を、さらにその中に「図書館情報学専修」として設置したものなどが上げられる。以上の2通りは、より専門性を重視した大学・専門図書館司書を対象とした養成が目標とされる。履修科目は、図書館情報学関係を主体としているが、とくに情報学関連の科目が多い。中には情報管理者やサーチャーといった本来の図書館業務・サービスの領域を越えたスペシャリストの養成などを対象にした科目などが盛り込まれている。なお、大学の図書館情報学科等の履修者に対して、現在は専門司書としての資格認定は制度化されていない。三つ目の大学院では、筑波大学大学院の「図書館情報メディア研究科」などが上げられる。この種の養成は、主として図書館・情報学の研究者、指導者の養成が目標とされよう。

3・図書館司書講習および図書館司書を取り巻く情勢

現況社会は、高度情報社会、国際化社会、生涯学習社会などと呼ばれるように多様化した、変容著しい社会といえよう。学問の究明は、高度通信技術にみ

られるようなミクロからマクロに至って高度に、幅広い分野で進展している。文化・教育や経済分野の進展はグローバルに広がり、国内では他言語（特に英語）や多文化知識が不可欠な社会になってきている。1990年に制定された「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（通称、生涯学習振興法）」は、生涯学習施設として図書館を最も重要な一機関に位置づけているが、その事は現況社会において図書館の役割は重要で、その存在はきわめて大きいことを意味するものもある。

2000年に一部改正された「図書館法施行規則（文部科学省令）」（司書講習に関する規則）は、施行後まだ4年の歳月しか経っていない。しかし、社会情勢はさらに大きく急変しており、施行規則の更なる見直しが必要ではないだろうか。

今後の時代における図書館の重要性と、図書館を取り巻く情勢の中で、図書館司書の資質向上が益々問われる。特に公共図書館においては、利用者は児童から高齢者に至り、サービスはそれらの不特定多数の利用者すべてが対象である。収集する資料・情報は、あらゆる分野にわたり、内容も初歩から高度専門的なものに至る。それらを組織化し、管理・保存せねばならない。それ故、図書館司書には、幅広く奥深い知識・技能の把握が要求され、時代を先取りして図書館機能を遂行することのできる資質や能力が求められる。このような状況から、時代に即した実践的活動のできる司書の育成が必要とされている。

4. 本学における「図書館司書養成課程」

本学の「図書館司書養成課程」では、前述したわが国における図書館司書講習の概況、図書館を取り巻く社会情勢を背景として、2000年度の学科改組に合わせて、時代に即した実践的活動のできる図書館司書の養成をめざして、新しい体制で養成を進めている。この項では、本学の歴史的経緯、「図書館司書養成課程」の概況や特徴について紹介する。

(1) 本学の経緯

本学は1983年に創立し、当初「国文科」、「英語科」の2学科と、「教養課程」、「教育職員養成課程」および「図書館司書養成課程」「学校図書館司書教諭養成課程」を設置した。2000年度にそれまでの学科を統合して、新たに「言語コミュニケーション学科」1科として、課程は「図書館司書養成課程」のみを残して他を廃止した。改組の主な理由は、21世紀は高度情報化や国際化の社会であり、従前の言語領域のみでなく、関連する情報学や文化などを含めて幅広い領域での育成が必要であること。コミュニケーション能力の育成は、とくにこれらの領域に不可欠であることなどが挙げられる。また、特徴として新学科のカリキュラムは、関連する多くの科目で構成したこと。学生一人ひとりの目標、進路、就職に合わせて柔軟かつ容易に選択ができる科目構成にしたことである。

新学科は、全体を基礎科目、基幹科目、展開科目に区分し、基礎科目では「日本語表現」、「コンピュータ演習Ⅰ」など4科目が必修科目、基幹科目では「情報と社会」、「ボランティア活動」など18科目を選択必修とし、うち12単位以上の取得を満たす科目数の履修を条件としている。また、展開科目では言語、情報・環境、文学、文化・芸術関係の96科目を選択科目として用意している。なお、単位数についてはこの他に「図書館司書養成課程」の科目のうち卒業単位参入可能科目の7科目、および漢字や英語等検定認定科目7科目を卒業単位として認めることにして、展開科目と合わせて合計110科目のうち、44単位以上を満たす科目数を履修することを条件としている。因みに卒業に当たっては、ゼミナール（以下ゼミと呼ぶ）の科目などを含め、すべての履修科目を合わせて62単位以上を取得できる科目数の履修が必要である。

ゼミ関係の科目としては、「基礎ゼミ」、「専門ゼミ入門」、「専門ゼミ」の3科目を必修として置き、「専門ゼミ」では1教員に対して平均8名前後の学生を対象に1年間を通して徹底した指導体制で授業を進めている。また「専門ゼ

ミ」では、学生は「図書館司書」「情報」「英語」「心理学」「国文」「日本語」「創作」「書道」のいずれかを重点専攻し、卒業研究および将来設計のできる体制を整えている。

他に、科目の中にはピアヘルパーの資格取得のために履修しなければならない「心理学」「臨床心理学Ⅰ・Ⅱ」など興味を惹きそうな科目も用意している。

また、英語学習の徹底手段として、ニュージーランドのクライストチャーチ教育大学留学への希望学生に対して、4ヶ月間留学させ、当大学で受講した科目の単位数を本学卒業単位に参入可能な制度を取り入れている。

前述の「生涯学習振興法」では、短期大学を生涯学習施設の一機関に位置づけているが、本学はそれを受け種々の公開講座を開講し、多くの地域住民が聴講に来られている。また、「図書館司書養成課程」においては、現在図書館に従事する職員などを含めて毎年10名前後の一般社会人が、科目等履修生として司書資格取得をめざして履修している。

(2) 本学における「図書館司書養成課程」の特徴と取り組み

本学の「図書館司書養成課程」の特徴は、一つは、何よりも改組によって新設した「言語コミュニケーション学科」と学問領域的に非常に身近な関係になったことである。これにより、本来の司書資格取得に必要な科目の履修に限らず、例えば語学や情報関係の科目、メディア・文化、文学関係の科目などに非常に関連深い、必要性のある多くの科目が同時に履修できることである。他の一つは、図書館専攻の「専門ゼミ」を設置したことである。理由は、学習を現在の図書館司書講習の領域に留まらず、実践的活動ができる司書の養成が目標である。公共図書館のみならず、他種図書館の職員をも包含しての養成基盤を考慮したものである。以下にいくつかの具体的特徴を記す。

① 「図書館司書養成課程」に卒業単位を認める科目を設定

前述したとおり、本学において「図書館司書養成課程」は「言語コミュニケ

ーション学科」と学術的専門分野として非常に密接した関係にある。このため、「図書館司書養成課程」のいくつかの科目については、司書資格取得のための、および卒業のための単位修得として認定することが可能になっている。具体的には「コミュニケーション論」「生涯学習論」「情報機器論」「情報サービス論」「情報検索演習」「児童サービス論」「図書館特論」の計7科目（8単位）について、図書館司書資格と卒業の双方に単位（重複）取得として認定している。

② 「図書館司書養成課程」に関する科目的履修が可能

「言語コミュニケーション学科」の展開科目には、「Oral English」や「時事英語」、「中国語」「フランス語」など語学関係、「コンピュータ演習Ⅱ・Ⅲ」「シスアド演習Ⅰ・Ⅱ」などコンピュータ・情報関係科目、さらに「非言語コミュニケーション」、「メディア文化論」など、さらに、日本・英国・米国の各文学史などが置かれている。いずれも「図書館学」分野に深く関係する科目であり、また「情報学」など、より専門的な科目も置かれている。学生はこれらの科目を自由に選択し、履修できる。

③ 公務員合格セミナーの実施

自治体や郵政など公共機関への就職を希望する学生を対象に開講しているセミナーで、年間を通して開講している。公共図書館の98%は公立図書館であり、その正規職員となるには地方公務員採用試験に合格することが前提になる。このため「図書館司書養成課程」の履修者の多くは、この講座を履修している。

④ 「専門ゼミ」の設置について

本学では、「言語コミュニケーション学科」の2年次に「専門ゼミ」を設置して各専門担当教員の指導による卒業研究を進めているが、「図書館司書養成課程」においても同様に2001年以降「専門ゼミ」を設置して、卒業研究を進めている。これは、図書館司書資格取得に必要な知識・技能の習得に留まらず、

図書館・情報学の専門的な領域に至って学習するもので、他の大学・短期大学で開講されている図書館司書講習ではみられない、本学「図書館司書養成課程」のみの特徴の一つである。

「専門ゼミ」で究明する課題は、具体的には、急速に変容しつつある社会環境下における公共図書館の存在と役割など含めての将来像について、高度情報化に伴って増大する電子資料の保存はどうあるべきか、既存資料のメディア変換と著作権法の問題、電子図書館化の動向、ハイブリット型（紙資料と電子資料の共有）図書館の将来像等々の課題。また、利用・サービスに関連して、システム、データベース等の利用における有料化や、情報利用弱者（児童、高齢者）に対する利用教育の問題、さらには公共図書館の生涯学習社会や国際化社会におけるサービス体制のあり方など、種々の課題を研究テーマの対象にしている。

研究の進め方は、前半を図書館・情報学に深く関連するところの、日本のマス・メディアの現状などについてゼミメンバー全員が資料を輪読しあい、討論しあって理解した後、研究テーマ全体について概況を把握し、各々メンバーの希望とするテーマに着手する。また、取り組み方については、課外授業として見学や実習を行い、それらを通じて業務やサービスの実態を身近に把握することを重視している。

これまでの実績をいくつか紹介すると、見学では、長野県内中心に喬木村立椋鳩十記念図書館、下諏訪町立図書館、富士見町図書館、諏訪東京理科大学図書館など。実習では、塩尻市立図書館、飯田市立図書館、新潟市立沼垂図書館などへ実習生を派遣した。実習期間は1週間程度であるが、見学も含めてこれらの体験は学生にとってたいへん大きな収穫になっていることは明らかである。「専門ゼミ」の目標は、もちろん図書館情報学の習得であるが、さらなる学習の意欲を高めることと、各種図書館を含めて実践で活動できる図書館司書の養成である。

これまでの学生の研究成果の報告について、タイトルのみを上げてみると、

「長野県内町村における公共図書館の設置について」(H13 田原咲子)、「紙と和紙とケナフ」(H14 多田瑞恵)、「暮らしの中の和紙」(H14 三治陽子)、「地域とミニコミ誌」(H14 藤崎摩利)、「BSデジタル放送について」(H14 松村吉朗)、「新聞について」(H14 小島彩)、「情報ネットワークの発展によるこれからの図書館」(H15 馬渕理恵)、「新聞の歴史と時代への対応」(H15 成田光代)、「印刷と資料」(H15 米窪早苗)、「公共図書館の利用サービスについて」(H15 田沢有希恵)、「本という存在の行方」(H15 中山さゆり)などがある。

5. 公共図書館司書をめぐる各種課題とその考察

図書館司書養成を行う中で、現状は様々な疑問や課題に突き当たる。それらについて具体的に取り上げ考察する。

(1) 公共図書館における司書配置状況

現在、公共図書館で働く専任職員の中で、図書館司書有資格者はどの程度存在するのだろうか。日本図書館協会の2003年度の調査集計結果⁽³⁾では、職員数14,932人中司書・司書補は、7,322人で、49%となっている。また、現況の公共図書館ではパートタイマーや臨時職員の雇用が多いが、それらも含めた職員全体の中で司書資格を持っている者を、2001年に行った長野県内の公共図書館職員数の調査結果⁽⁴⁾でみると、回答を得た館数38館で職員数が合計238人（正職員107人、臨時職員131人）、うち司書有資格者は106人で、45%になる。いずれにしても現況では司書有資格者は、職員全体の半数以下というのが現状である。

しかし、最近図書館によっては職員すべてについて司書有資格者を採用している図書館も現れている。例えば、千葉県の浦安市立図書館では館長以下44名すべてが司書資格を有しており（平成13年度現在）、幅広く積極的なサービ

ス活動を展開している。

(2) 館長の司書資格取得条件について

館長の職務は、もちろん図書館の経営・管理業務からサービス業務に至って全般の職責を担っている。それには図書館・情報学関連の基礎的、専門的知識が不可欠であることは言うまでもない。しかし、現況は公共図書館のほぼ98%が公立図書館であることから、元来から自治体内の何らかの役職がついた事務職員が配置換えによって館長として来る例が多い。当然のことではあるが、それらの館長は、行政的知識はあるものの一般的には図書館情報学関係の専門的知識や技能に弱く、中には就任後一生懸命独学で勉強され、先頭に立って業務を遂行する館長もいるだろうが、多くは下部職員に頼るケースが多い。そして、何年も立たないうちに再度の配置換えで他部署へ移動してしまうといったパターンが一般的である。また、配置換えで来られる館長は、図書館司書資格を有していない場合が多い。館長に就任して、急遽図書館司書講習を一生懸命受講して資格を取得する者もみられるが、ごく少数に過ぎない。以前に、配置換えで来られた館長の中には、図書館を建設する際に国から補助金の交付を受けるには司書資格を持っていないと交付が受けられない（図書館法第13条3項）ことから、一生懸命勉強して司書資格を取ったという館長もいたが、今はこの条項も廃止され、館長の司書資格の有無など今はまったく対象外と言つてよい。

(3) 公立図書館における司書有資格者の配置換えについて

現況は、図書館司書講習で取得した司書資格は、公共図書館職員対象の資格であることは先に述べた。一方、公共図書館の98%は公立図書館である。それゆえ、図書館司書有資格者の多くは、公立図書館への就職が目標とされる。ところが公立図書館は自治体であり、従って自治体職員(地方公務員)となることが前提になる。しかし、図書館司書有資格者が自治体職員として採用されたと

しても、現況は当初から図書館に配属されるかどうかは未定である。また、配属されたとしてもそこに永く配属されるかどうかも不明である。現況は配置換えが頻繁に行われ、専門職員（図書館司書）として図書館に配属されても定着出来ず、資質を生かされないまま他部署へ配置換えにされるケースが多い。その後任に図書館司書資格を持った有能な職員が配置されれば別だが、一般的には他部署所属の事務職員が配属される場合が多い。これでは自治体にとっても、利用者である地域住民にとっても大きな損失である。図書館の母体である自治体はこのことを十分に理解し、とくに配置換えを希望する司書を除いて、極力図書館への定着を配慮すべきではないだろうか。

（4）行政と図書館員をめぐる課題

最近の景気低迷の中で、自治体等の行政サービスに関連してリストラやアウトソーシング（外部資源活用）の導入が行われつつある。アウトソーシングは、図書館では守衛業務や資料整理業務などで効果は大きいとされ、民間などへ業務を委託する図書館が増えている。ところが最近、図書館の神髄である運用やサービス業務を担当する職員を、民間の人材派遣会社から受け入れようとする図書館が現ってきた。例えば、東京都北区では2004年4月から経費の節減と、開館日・時間の拡大など区民サービスを図ることを理由に、地域図書館のすべてにおいて業務委託を進めることにして、従来の職員数1館当たり正職員4人と非常勤職員3人計7人を、館長を含めて正職員を2人に減らして、不足分を人材派遣会社からの派遣員3～4人で賄う施策を提起した。しかし、この案は区議会からサービスの質の低下に繋がると指摘され、1年見送りになった。当然のことであるわけだが、どう考えても安易な施策ではないか。手不足になることは間違いない、人材派遣会社の派遣員3～4人は果たして図書館司書有資格者であることを条件としているのかどうか、或いは図書館司書同等の知能・技能を十分に備えているのかどうか。また、同一人物を常時派遣されるのかどうか、経験の有無など不確定要素が多い。知識・技能を持った図書館業務に精

通した派遣員を突然派遣されてとしても、各々公共図書館は地域風土的に、或いは産業・文化的に各々の特色を持っている。どのような性格の図書館であるかを把握するだけでもかなりの時間を要する。現況の公共図書館では利用者への直接サービスの他に、上部自治体との折衝関係業務や、ネットワーク化が進む中で相互協力や集会活動などの仕事が以前に比して増大している。そこに派遣職員への指導までが加わることになる。これらの仕事を、館長を含めて2人の正職員で成し遂げることはとても不可能ではないだろうか。サービス低下が生ずることは明らかである。在任館長は何を考えているのか。自治体の図書館行政関係者や館長の真意が問われてならない。このような施策は極力避けねばならない⁽⁵⁾。

（5）多種図書館における司書有資格者の適合性について

図書館法に基づく司書講習で得られる司書資格は、公共図書館職員を対象とした司書資格であり、学校、大学、専門の各図書館の資格ではないという指摘がある⁽⁶⁾。このことは、これらの図書館に適合しないことを意味することにも繋がる。そこで学校図書館と大学・専門図書館における司書有資格者の適合性について言及してみることにする。

① 学校図書館の場合

学校図書館法の一部改正により、2003年4月から12学級以上を設置するすべての小学校・中学校・高等学校の学校図書館に司書教諭を置くこととなつた。司書教諭とは、教師（教職免許取得者）のみが取得できる資格で、公共図書館対象の司書講習とは別の「学校図書館司書教諭講習」を履修することによって得ることが出来る。履修科目は、「学校経営と学校図書館」「学校図書館メディアの構成」「学習指導と学校図書館」「読書と豊かな人間性」「情報メディアの構成」の5科目（10単位）である。当然のことではあるが、全体的には公共図書館を対象とする司書講習の技術・専門的な科目に対して、学習や読書

などを含め、どちらかというと教育的・指導的因素に重点が置かれた科目で構成されている。

司書教諭の職務であるが、学校図書館法第2条に「学校の教育課程の展開に寄与すること」があげられている。このことは、具体的には学校図書館を道具にしての生徒に対する教育や、学校図書館の利用に対する教員への援助などが上げられよう。また司書教諭は、法的には図書館の専任者であることは要求されてなく、同時に教師としての立場から担当科目の授業も受け持つことが可能とされる。従って、司書教諭の職務はすべてを学校図書館業務に傾注できる状況ではなくなり、中心となる学校図書館の管理・運用業務の多くは手薄になることが十分に予測される。

アメリカなどでは、かなり以前から学校図書館を「メディアセンター」とか「学習センター」と呼ばれている。最近、日本でも学校図書館をそのような名称で呼ぶところが増えている。学校図書館のサービス活動は従前と異なり、多種メディアの活用やネットワーク化が進展し、また、公共図書館や類縁機関との協力、さらに、最新のメディア資料の収集やそのリテラシー（活用能力）が不可欠となってきている。すでに現状は、学校図書館の名称をメディアセンターと呼ぶに相応しく、その管理・運用は、司書教諭一人ではとても困難な状況になって来ることは間違いない。今後は、より専門的な知能や技能を持った「学校司書（仮称）」の配置が必要ではないだろうか。この「学校司書」とは、通常公共図書館対象の図書館司書資格を有して、学校図書館に従事している者をいい、制度化された名称ではない。現況は学校事務職員という身分である。しかし、近い将来技術・専門的により精通したこの「学校司書」の配置が重要視されるだろう。そして司書教諭と一体となって連携したメディアセンター（学校図書館）の業務を遂行することが不可欠になるのではないか。

② 大学・専門図書館の場合

最近、わが国の大学・専門図書館界において、学術・産業分野などの高度な

専門的情報の処理・管理・提供などに対応できる、より精通した専門司書の養成が論考されている⁽⁷⁾。しかし、前記2—(2)項で記したように、養成の仕方や履修科目の構成などは大学によって各々異なり、司書講習を開講している大学の中には、司書講習科目の他に関連科目を上乗せして司書資格条件を30単位以上（通常司書講習は20単位以上）にして講習を進めている大学があり、また、学科レベルの司書養成の中では、「情報社会論」や「出版メディア論」など、どちらかというと情報学関連科目を中心にして、その中に図書館司書講習および学校図書館司書教諭講習の中の主要な科目を取り込んで形成された講習、その他がみられる。現状は、各大学がいわば勝手に独自のカリキュラムを構成し、司書養成を進めているといつても過言ではないと言えよう。司書職制度がかなり以前から検討されてきているものの、未だ確立に至っていない状況の中では止むを得ない策であろうと思うが、高度情報社会として進展しつつある今日、司書職制度について各種図書館界あげての検討を再開すべき課題ではなかろうか。

米国の場合、専門司書職制度がかなり以前から確立されている。この専門司書職の養成機関は、米国図書館協会が認定した大学院の図書館・情報学の修士課程（通称ライブラリー・スクール）で、ここを修了した者を一般にプロフェッショナル・ライブラリアンと呼んでいる。現況は、国立・大学・専門及び公共図書館職員の資格対象として定着している。日本国内ではこのような一貫した司書職制度の確立は、まだ程遠く、大学院修士課程の図書館情報学等の学科においては、研究者・指導者などの養成を目標とされるなど、司書職制度の対象外にされているのが現状といえよう。

また、大学・専門図書館における専門司書にはどのような資質が要求されるのか。一般に大学・専門図書館には学術専門分野に応じた種々雑多の図書館がある。そこには各々専門資料・情報の収集・提供や、専門家的利用者に対応できる司書が要求される。しかし、分野すべてにわたっての専門的知識・技能の修得を求めるることはとても無理なことであり、例えば、化学関係の図書館には

化学に詳しい専門司書を配置することが妥当であろう。大学・専門図書館における専門司書とは、司書として不可欠な図書館・情報知識（司書資格レベルの内容）の修得に加えて、各専門分野に精通した司書であることが理想と言えよう。このような見解から考えれば、大学・専門図書館職員に対しても一律に図書館司書資格の取得は、専門司書への登竜門として評価されてよいのではないだろうか。

6. おわりに

以上図書館司書講習をめぐり、その実態や課題等を種々の角度から論じてみた。最後に結論としていくつかの点で見解を述べておきたい。

図書館は、今日の社会にあっては文化・教育の分野の中でなくてはならない重要な施設である。その図書館を維持する図書館員にはこれまで以上に高い資質や能力が求められる。しかし、現況の図書館では人手を減らすことや、専門職員を臨時職員やパートタイマーに切り替えたり、外部へ業務委託が為されようとしている。一般に、社会の景気が低迷するとリストラや業務縮小が進められることは当然であろう。しかし、少なくともわが国の行政においては、そのリストラや業務縮小をまず文化や教育分野に的をあてるようなことはしてほしくない。その最重要施設である公立図書館が対象にされてはならないのである。行政関係者や図書館界における今後の努力を望みたい。

次に、具体的要望として、まず、公立図書館にとってはすでに浦安市立図書館が実施しているように、公立図書館職員は館長を含めてすべてが司書有資格者を採用されること。自治体は、図書館職員の募集に限っては公務員採用試験の受験に際して、司書資格を有していることを条件とする方法は考えられないだろうか。因みに、韓国では図書館に司書職員として勤務する場合は、必ず司書資格証を持っていなければならぬとされている⁽⁸⁾。

自治体職員の配置換えに際して、図書館司書に対しては、少なくとも専門職

員の立場から図書館間の配置換えに留めること。他部署の事務職員との配置換えは、あらゆる意味で損失が大きい。

現況の公共図書館を対象とする図書館司書講習を見直し、見学・実習などを取り入れて実践で応用できるカリキュラムを構築して行くべきである。国民が図書館司書として認知できる、また、公共図書館のみならず他種図書館にも適用できる図書館員の養成を目標にした図書館司書講習にしていくべきではないか。

学校図書館においては、「学校司書（通称）」の制度化を実現すべきである。今後の学校図書館において、例えば、米国の学校図書館のように「メディア・スペッシャリスト」の配置は不可欠な存在になっているが、近い将来わが国においても、その役割を受け持つ学校司書を配置し、司書教諭との連携したサービス体制が不可欠になるだろう⁽⁹⁾。

次に、大学・専門図書館であるが、現在、大学図書館界においては、公共図書館用の司書資格制度をさらにレベルアップした専門職としての大学図書館司書資格制度の確立が論考されている。大学・専門図書館においては、学術領域が細部に専門化している状況から、各々図書館の理念やサービスの実態が異なり、それに準じて図書館職員の資質やレベルも当然異なる。また、国・公立、私立大学及び短期大学によって大学設置の法的枠組みなどが異なり、現況において一貫した司書資格の制度化を検討することは甚だ難しい状況といえる。

今後司書資格制度の検討を重ねて行く場合には、各種図書館別に論考するのではなく、文部科学省や日本図書館協会など関係機関が連携して、段階的に統制のとれた司書資格制度の検討は出来ないものか。図書館という概念で考えた場合、多くの一致や共通性がみられるが、その角度から施策を考えて、例えば、大学の図書館情報学系の学生に対しては、図書館司書資格の取得を条件として、その上でさらに高度な専門的領域を履修させるような二段階方式で進めよう整合性が図れないものか。

図書館司書講習に関連して、これまでに取り上げた疑問や課題は、いずれも

容易に解決できるものではない。しかし、これらを明確にして、解決に導くことにより、図書館司書講習の意義は鮮明になり、その講習から得られる司書資格の存在や有用性は今以上に認められるものになるのではなかろうか。関係各界の一層の努力を望む。

(参考及び引用文献)

- (1) 武居権内『日本図書館学史序説』早川図書 1981
- (2)『日本の図書館情報学教育2000』日本図書館協会編 2000
- (3)『図書館雑誌』 Vol.98 No.3 (2004.3) p.162－163
- (4) 島村隆夫「21世紀の公共図書館サービスと司書の役割—長野県内における公共図書館の実態調査から—」『信州豊南短期大学紀要』 18号
- (5)『朝日新聞』朝刊 2004年3月9日(火曜日)
- (6) 薬袋秀樹「図書館職員の研修と専門職の形成—課題と展望—」
『図書館雑誌』 Vol.96 No.4 (2002.4) p.230－233
- (7) 大城善盛「21世紀の大学図書館に求められる司書の能力とわが国の大
学図書館司書の養成」『現代の図書館』 Vol.39 No.1 (2001)
- (8)「韓国国立中央図書館との第五回業務交流—図書館員の研修をめぐって—」
『国立国会図書館月報』 No.486 (2001.9) p.1－8
- (9)『司書教諭の任務と職務』全国学校図書館協議会編 1997
- (10) 高山正也「図書館界における人材の育成：現状と問題点」
『情報の科学と技術』 53巻3号 (2003) p.122－127